

(議提議案第1号)

令和2年6月18日

議長 三浦和一様

提出者	議員	栗原健昇	提出者	議員	小鮒賢二
〃	〃	大久保照夫	〃	〃	石川広己
〃	〃	福田勝美	〃	〃	権田清志
〃	〃	富岡信吾	〃	〃	小島正泰
〃	〃	森新一	〃	〃	腰塚菜穂子
〃	〃	大山美智子	〃	〃	千葉義浩
〃	〃	桜井くるみ	〃	〃	鈴木理裕
〃	〃	小林一貫	〃	〃	影山琢也
〃	〃	須永宣延	〃	〃	山下一男
〃	〃	黒澤三千夫	〃	〃	田中正
〃	〃	野澤久夫	〃	〃	新島一英
〃	〃	関口弥生	〃	〃	沼上政幸
〃	〃	林幸子	〃	〃	中島千尋
〃	〃	守屋淳	〃	〃	白根佳典
〃	〃	閑野高広			

議案提出について

令和2年第2回市議会定例会（6月18日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第1号〕 熊谷市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する
条例

〔理由〕 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響並びに厳しい経済状況及び雇用情勢への対策に資する必要性に鑑み、熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるため

熊谷市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大による市民生活への影響並びに厳しい経済状況及び雇用情勢への対策に資する必要性に鑑み、熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第44号。次条において「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬の特例)

第2条 令和2年7月1日から同年9月30日までの間においては、議会の議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の議員報酬の支給に当たっては、条例第2条第1項各号に定める議員報酬の月額から、当該議員報酬の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。